

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	政治資金規正法
根拠条項	第20条の2
許認可等の種類	収支報告書等の写しの交付請求
法令の定め	<p>第20条の2 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書、第12条第2項（第17条第4項において準用する場合を含む。第32条第3号において同じ。）及び第14条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による書面並びに第19条の14の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第1項の規定により報告書の要旨を公表した日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定により、総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</p>
審査基準	
標準処理期間	<p>総期間 14 日・丹</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 14 日・丹 (北海道選挙管理委員会)</p>
処分担当課	<p>北海道選挙管理委員会事務局 (電話番号：011-231-4111内線23-518)</p> <p>北海道選挙管理委員会事務局支所 (14支所)</p>
申請先	同 上 (電話番号：同 上)
問い合わせ先	同 上 (電話番号：同 上)
備考	<p>法令の定めに尽くされているため審査基準を設定しない</p> <p>公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/iinkai/shinsakijun.htm</p>